

平安時代の歌会記録

一

和歌は、独詠・贈答や人々が集う場での予期せぬ興味がきっかけとなる状況を除けば、歌合や歌会などの組織だった催しがおもな詠作の場となる。平安時代の場合、歌合についてはさいわい『類聚歌合』が存しており、それぞれの催しの実態がよく分かる。十巻本と二十巻本の『類聚歌合』は、ともに編纂当時に到る頃までの歌合を集成しており、平安時代の歌合を相当数含んでいる。時の権力者のもと、規模の大きい組織だった長期にわたる事業であった。中味は題・歌人・和歌・勝負・判詞だけに留まらず、その会の様子を伝える記録を付載する場合もあるなど、歌合全体を窺う上でまことに貴重な資料である。これに対して歌会のほうは、記録を集成したものが残っておらず、それぞれの会の模様を知る手だてがほとんどないのが現状である。歌会は詠み捨ての場合もあつただろうが、計画して催しているのであれば、記録しておく

北山 円正

のは普通であつたに違いない。現存資料はまことに寥々たるありさまではあるが、平安時代に歌会記録集成の事業は行われなかつたのではなかつた。『朝野群載』（巻一）に藤原敦隆の「和歌類林序」がある。これによれば、かつて『山戸兎田集』なる「一座之篇什」つまり歌会の詠作を集めた書があつた。『和歌類林』（『類林和歌』ともいう）編纂の頃には、第二巻の一巻を残すのみであつたという。その欠文を拾い、後続の歌会資料を集め、『和歌類林』を作り上げたのだと述べる。この書は、元慶から永久までの歌会を集成しており、三十巻だつた（『和歌現在書目録』『八雲御抄』によれば五十巻）。主催者・開催年月日・場所・歌会名・序者・歌人名も記し、歌会を部類分けしていたと考えられている。『山戸兎田集』『和歌類林』と、歌会記録の集成が二度行われていたのである。後者のほうは、撰者は藤原仲実一人ではあるもの、かなり規模が大きい。後の記録には五十巻とあるので、仲実が歿してから増補の手が加えられた可能性がある。そうなると、歌

会記録集成の意欲は衰えずに維持されたと言えそうである。⁽¹⁾『山戸兔田集』『和歌類林』は残念ながら現存していない。それに、これ以外の歌会記録を集めた書はなかったようである。つまり、過去の集成の當為にもかかわらず、歌会の記録と呼ぶべきものはわずかしが残っていないのである。こういった資料の少なさに起因して、あまり関心と呼ばなかったためであるうが、目下の状況としては、歌会記録についての知識が十分ではないように感ぜられる。本稿では、わずかに残る資料をもとに歌会がどう記録されているかを述べておくこととする。

二

『宋花物語』（駒競の行幸）に、歌会に到る経緯や和歌序・和歌が書きとめてある。万寿元（一〇二四）年九月十九日、関白藤原頼通の高陽院へ後一条天皇の行幸があり、駒競・騎射につづいて奏樂が行われ、天皇は還御した。翌日同院に、昨日の晴儀の余韻に浸る上達部らがやって来て宴となる。そして夜が更けて、頼通の提案で歌会へと移る。そのあたりを物語は次のように記している。

…「昨日のこと、ただ心地にのみ思ひて、書き留めずは、口惜しかるべし。為政ばかりぞ仕まつらんと、殿仰せたびて、御前に召し出でて書かせたまへば、書き仕まつれり。」

式部少輔文章博士内蔵権頭慶滋為政書き記して奉る。大后の宮、天下に三笠山と戴かれたまひ…

新編日本古典文学全集（新編全集）の本文である。このあと和歌序と和歌の引用が続く。右の「式部少輔：書き記して奉る」に対して、同書には次の注がある。

諸注釈はこの一文を地の文と解するが、「書き記して奉る」が前文の「書き仕まつれり」と重複し、為政の呼称が仰々しい点を考え、和歌序の冒頭ととらえる。

「式部少輔：書き記して奉る」を地の文と見なさないのはそのとおりでよいが、和歌序の冒頭部分と理解するのは正しくない。その理由はあとで述べるとして、その前に注に言う諸注釈の説を挙げておく。たとえば、松村博司『宋花物語全注釈五』は、「式部少輔：書き記して奉る」は直前の「書き仕まつれり」につづいており、後続の「大后の宮」から次の段落となっている。そして、「大后の宮：」に対して、「以下為政の書いた和歌序」と注している。他の現行の注釈⁽²⁾も同じ。新編全集とは、「式部少輔：書き記して奉る」を和歌序の中にもめるか否かで見解を異にする。

万寿元年九月の歌会を、『宋花物語』以外にも記録したものがあ

る。
○高陽院殿にて、きしのきくひさしくにほふといへるやまとうたの序 為政

（『殿宴和歌』、『新編国歌大観』第五卷所収「万寿元年高陽院行幸和歌」、『続群書類従』巻四百一所収「高陽院行幸和歌」）

○為政序（内閣文庫蔵『和歌序集』）

○行幸高陽院心製和歌序 善滋為政（『扶桑拾葉集』巻三）

がそれで、掲出順に、端作と序者名、為政作の序であることを示す、端作と序者名であり、このあと「大后の宮…」以下の序の本文が続く。「大后の宮」以下を序の本文とする点では、『栄花物語』の新編全集以外の注釈書と同じである。そもそも歌会の序の冒頭に、「式部少輔文章博士内蔵権頭慶滋為政書き記して奉る」のよつに、序者の官職・姓名などを記すことはない。

○晩春寓直吏部大王池亭一者、趙姬吳娃（『扶桑古文集』、大江千里）三月三日、吏部王池亭會（序）

○第二皇子百日嘉辰、合宴於禁省一矣（『本朝文粹』卷十一、藤原伊周）一条院御時中宮御産百日和歌序（）

○伊勢の齋いづまの宮、秋の野宮に渡らせたまひてのち、冬の山風寒くなりての初めつかた七日の夜、庚申に当たれり（『順集』）
「初めの冬の庚申の夜、伊勢の齋の宮にさぶらひて…たてまつる歌の序」（）

○ちはやぶる神無月のつごもり、むばたまの夜半よなに、旅のおほん物忌みに、ことなし草の葉、さし籠かごもらせたまひ（内閣文庫蔵『和歌序集』、橘正通、和歌序）

真名・仮名を問わずどの和歌序の冒頭にも、序者の官職や姓名を書くことはない。このような例を踏まえれば、新編全集の説は成り立たない。序の冒頭は「大后の宮…」でなければならぬ。

それでは、「式部少輔文章博士内蔵権頭慶滋為政書き記して奉る」はどう扱うべきなのか。さきに引いた『殿宴和歌』以下の歌会記録には、『栄花物語』にあるこの一文がない。これは位署と

その人物が序を書いて捧呈することを述べているのであり、地の文の一部でもなく序の一部でもない。右の源順の和歌序は、内閣文庫蔵『和歌序集』にも収載されており、「初めの冬の庚申の夜…源順」つまり端作と序者名を記したあと、行を改めて「伊勢の齋の宮」以下の序がつづく。この「源順」は、『栄花物語』の「式部少輔…書き記して奉る」に相当する。歌会記録の端作の次には、序者の官位姓名を記するのが通例なのである。「源順」と姓名だけであり簡略であるのは、格式張らずにできた雰囲気の中で行われたからだろう。真名序の例には、

○日本紀竟宴、各分史、得神日本饗余彦天皇并序

從五位下大内記兼周防権介三統宿禰理平

日本書紀者、一品舍人親王、從四位下大朝臣安満等、奉勅所撰也…（『日本紀竟宴和歌延喜六年』）

○春日侍太上天皇幸白河院、翫花心製和歌一首并序

内大臣正二位兼行右近衛大将臣源朝臣有仁上

太上天皇、暫出姑射之深居、廻仙蹕而歴覽…

（『扶桑古文集』）

などかなりある。端作の次には、位署と姓名およびその人物が序を捧呈することを記している。『栄花物語』の「式部少輔…書き記して奉る」と同じ形式である（『日本紀竟宴和歌』には「上」はない）。とくに「例目の「源有仁」が「上」る」と「書き記して奉る」とが共通する点には注意するべきである。いっぽう仮名序の場合は例が少ない。

暮春白河尚齒会和歌并序（承安二年三月十九日、於二宝莊
殿院一行之）

前大長秋内給事藤原清輔六十九

あはれすべらぎの君の御まつりことを、よろづの民もつけや
すきとせの春：

（『暮春白河尚齒会和歌』）

端作の次には、位署と年齢を記している。年齢を付けているのは
尚齒会という長寿をことほぐ集いでの歌会であるためであり、特
別な例である。⁽⁴⁾このように端作の次行に書いているのは序者の位
署・姓名であり、序の文章には含まれない。

つまり右の諸例を踏まえれば、『栄花物語（駒競の行幸）に見
える一文』式部少輔文章博士内蔵権頭慶滋為政書き記して奉る
は、歌会記録における端作の次に来る序者の位署・姓名およびそ
の人物が捧呈することを記す箇所と言える。したがって記録にお
いては端作にも序の本文にも含まれない、独立した部分である。
『栄花物語（駒競の行幸）』における歌会記録の冒頭は、

式部少輔文章博士内蔵権頭慶滋為政書き記して奉る

大后の宮、天下に三笠山と戴かれたまひ、……

とあらねばならない。

三

『栄花物語（駒競の行幸）』の歌会記録は、端作がないものの、

序者の位置・姓名およびその捧呈、序の本文、序者・主人藤原頼

通以下の和歌が続く。歌会の記録は、それぞれに小異はあっても
右に述べた根幹とも言うべき部分はどれも同じであり、会の開催
に到る経緯や場所・参会者、または公私の別などにはあまり左右
されなかつたらしい。そもそもこういつた歌会記録の体裁は、何
を範としたのであろうか。まず考えるべきは詩会（作文会）記録
であろう。現在完全な形での詩会記録そのものがほとんど残って
いない。不完全な形であつてもあまり見られない。歌会記録の場
合同様、序と詩を切り離して別個に扱つたために、全体像が伝
わらないのである。それに総集であれ別集であれ詩文集の編纂は
行われたものの、和歌における歌合集成のような事業が、詩会に
ついてはなかつたらしいことが、今に残らない原因の一つである
う。現在見うる数少ない詩会記録の一つに、延喜元年初に藤原時
平が城南水石亭で催した、大蔵善行の七十歳を祝う賀宴における
ものがある。おそらくほぼ完全な形で残る、貴重な詩会記録であ
る。次に、『雑言奉和』に収めるこの記録と歌会記録とを比べて、
類似点を確認しておきたい。

まず善行七十賀宴の詩会記録を形態が分かる形で引用してお
く。

(1) 端作
七言秋日陪二左丞相城南水石之亭、祝二蔵外史
大夫七旬之秋、応レ教一首并序

序者名
左大弁紀朝臣長谷雄上

序

序者の詩

(2)端作 秋日於「城南水石亭」、祝「蔵大夫七句」

作者名 門生藤時平

詩 (1)に同じ

(3)端作 (1)に同じ

作者

詩

端作

作者名

(1)に同じ

以下この繰り返し

詩

(4)端作

作者名

詩

作者名

詩

(5)端作

作者名

詩

ない特別な記録の形態なのである。藤原時平以外の作者名の末尾には「上」とある。善行の七十賀宴とはいえ、詩は主人時平に捧呈することになっており、身分の懸隔が反映していると言えよう。ともあれ、四種の端作はあるものの、記録全体から見れば、

端作↓作者名↓序↓作者の詩↓他の作者名及びその詩の順で記すのが基本の形式である。これを歌会記録と比べてみる。

歌会の記録として古いものには、『万葉集』巻五の「梅花歌卅二首并序」がある。序を作成しているなど、記録の体裁をいちおう整えていると言えよう。ただ、「梅花歌卅一首并序」には、序に通常見られる「暮春」「秋日」などの時季を表す語がないほか、

歌会の場所についても触れていない。これらは序の中に述べてある。「梅花歌卅二首并序」が端作とするなら、これと序の本文との間には序者の位署・姓名などが記されてもよいのだが、ここにはない。序は同伴旅人や山上憶良らの作かとみる説はあるが、作者は明かではない。序のあとに、大弑紀卿以下の三十二首が続く。

主催者である旅人の歌は、三十二首中の八番目に位置している。すでに見た『栄花物語』（駒競の行幸）と大蔵善行七十賀宴詩会では、序者の詠の次に主催者の作が来るのとは異なっている。三十二首はおもに歌人の官位によって五群に分類されており、配列には主人旅人の意図が反映しているものと思われる。また、当時の

歌会の歌は、その場で披講されても記録する習慣はなかったようであり、「梅花歌卅二首」のようにまとまった形で収録されているのは、旅人らの配慮があった上でのことなのである。歌会の

この詩会記録には端作が四種類ある。序者紀長谷雄と参会者(1)(3)、主催者藤原時平(2)、大蔵是明(4)、大蔵善行(5)、詠者の立場を反映した端作になっている。長谷雄と参会者の端作では、時平と善行・是明父子にはそぐわない。この三人にはその立場に応じた端作が作られており、それが作者名の前に記してある。通常の詩会には

あり方も記録についての姿勢も平安時代のそれとはかなり相違しているのである。⁽⁵⁾当然のことながら、大蔵善行七十賀宴の詩会とも記録の形態は大きく異なる。

『日本紀竟宴和歌』のうち延喜六(九〇六)年・天慶六(九四三)年の歌会記録は、ほぼ当時のままを伝えていっているとよいだろう。前者の冒頭は次のとおり。

日本紀竟宴、各分レ史、得_レ神日本磐余彦天皇_一并序

從五位下大内記兼周防権介三統宿禰理平

日本書紀者、一品舍人親王、從四位下太朝臣安滿等、奉_レ勅所_レ撰也……

渡飛加氣留阿麻能伊波布禰多都禰氏蘇阿岐都志麻珥波美野波志迷勢留

とびかけるあまのいはふねたづねてぞあきつしまにはみやはじめせる

このすめらみこと、たきしみのみこと、とし卅五歳なるとき、のたまはく、わがあまつみおや、ただしきみちをおこなひて、このにしのほとりをしるしめす……

端作、序者の位置姓名、序、和歌、和歌の釈文、注の順に並んでいる。これは和歌の釈文と注を除けば、大蔵善行七十賀宴の詩会記録と変わるところはない。歌の題は、『日本紀竟宴和歌』では歌人ごとに与えられているので、詩会の場合とはそのあり方がおのずと異なる。和歌を万葉仮名で表記し、左に釈文を付すのは珍しい。万葉仮名による表記は、『日本書紀』の歌謡や『万葉集』

の表記に準じたのである。和歌のあとに付せられた注は、他に例を見ないこの歌会記録の特殊性を示す箇所である。後人が付加したようであり、詩会記録との比較に当たっては除外するべきである。⁽⁶⁾序者の和歌の次には、

得_二国常立尊_一

從五位下守大学頭藤原朝臣春海

葦牙迺那微能幾佐斯衰度保迦羅須阿麻都比津機能波志米度母弊波

あしかびのなみのきざしもほからずあまつひつぎのはじめともへば

あめつちひらくるはじめ、うかびただよへるなかに、ひとつのものあり……

が続く。記録の形式は序者の場合と変わらない。以下この形式で記している。また天慶六年の竟宴和歌はこの形式を踏襲している。

『日本紀竟宴和歌』における歌会記録の形態は、大蔵善行七十賀宴の詩会記録のそれと同じである。

元永元(一一一八)年六月十六日に藤原顕季が催した、初度の柿本人麿影供での歌会について見ておく。

夏日於_二三品将作大匠水閣_一、同詠_二水風晚来_一和歌一首并序

大学頭敦光

我朝風俗、和歌為_レ本。生_二於志_一、形_二於言_一、記_二一事_一、詠_二一物_一……

風吹けば浪にや秋の立ちぬらんみぎは涼しき夏の夕暮れ

於「柿本大夫影前」詠「水風晚来」和歌

修理大夫顕季

夕月夜むすぶ泉もなければも志賀の浦風涼しかりけり

記録の冒頭部分である。まず序者藤原敦光の歌までを見ておく。

端作、序者の位置と名、序、和歌を記している。位置が簡略であつ

たり姓を省いたりするが、藤原顕季の催す内輪の歌会なので、

『日本紀寛宴和歌』のような公の歌会とは異なり、正格な書式は

求められなかったのであろう。こつこつした側面を差し引いても、

大蔵善行七十賀宴での詩会記録とは形式が同じである。後続の顕

季歌では、端作が序者敦光のそれとは相違する。顕季はこの歌会

の主人であるので、自邸の一角を占める「三品将作大匠水閣」を

端作に含むのはふさわしくないと判断し、これを「柿本大夫影前」

に置き換えたのであろう。この点は、大蔵善行七十賀宴の詩会記

録において、主人藤原時平・賀宴を受ける善行とその男是明の端

作が、他の詩人たちの端作とは別に、それぞれの立場に応じた形

で記しているのと同じである。こつこつした面でも、善行七十賀宴

の詩会記録と形式が一致しているのである。

このほかには、『嘉応元年宇治別業和歌』『暮春白河尚齒会和歌』

の歌会記録が残っている。それぞれの冒頭は、

○ 冬日陪「宇治別業」、同詠「河水久清」、応「教和歌一首并序

治部少輔藤原兼光

聖代嘉応歳 天下無為也。我撰録尊問、当「玄冬白雪之令

節、催「雍州宇卓之歡遊」……

宇治川の流れ久しきかひありてすむべき君が御代ものどけし

（『嘉応元年宇治別業和歌』）

○ 暮春白河尚齒会和歌并序（承安二年三月十九日、於「宝

莊殿院」行之）

前大長秋内給事藤原清輔六十九

あはれすべらぎの君の御まつりごとを、よろづの民もつけ

やすきいとせの春……

散る花は後の春とも待たれけりまたも来まじき我が盛りかも

（『暮春白河尚齒会和歌』）

この二つの歌会記録もまた形態は、大蔵善行の七十賀宴での詩会

記録と根幹において変わるところはない。なお、両歌会記録には

それぞれ、

○ 嘉応元年十一月廿六日

読師 重家朝臣

講師 光長 （『嘉応元年宇治別業和歌』）

○ 承安二年三月十九日、於「白河玉莊殿院」講之

講師 石見介成仲宿禰

読師 右京権大夫頼政朝臣 （『暮春白河尚齒会和歌』）

と、開催年月日（場所）・読師名・講師名を記している。「読師

」講師」から分かるように、記録中のここまでの歌が披講された

のである。このあと、『嘉応元年宇治別業和歌』には「女房帰洛

之時被「献歌」とその「御返」、『暮春白河尚齒会和歌』には「垣

下和歌」やその日の模様を記した文章及び翌日の贈答歌などが続いている。右の開催年月日などを書いた所までが、中心となる歌会そのものであり、それ以降は付帯する和歌や記事である。開催年月日以下に類する記事は、延喜元年の大蔵善行七十賀宴の詩会記録には見られない。それではこの部分は歌会のみにある記述ということになるが、実はそうではない。時代は下るが、『中右記部類』紙背漢詩の詩群末尾には、次の記述がある。

○寛治四年四月十九日公宴、行「幸鳥羽院」

作題者左大弁 講師行家朝臣 読師左大臣

〔中右記部類〕卷五紙背漢詩、「早夏行「幸城南」同賦」

松樹臨「池水」

○承暦三年九月廿七日 三位侍従亭作文

題者孝言 講師敦基 読師有宗

〔同卷十紙背漢詩、「菊花為「上薬」〕

『中右記部類』の紙背に引載する詩は、詩会における作であり、詩会記録の序を除く部分に相当する。詩会での詠を引いた後には、右のような開催年月日・場所・題者講師読師らの官名や名前を記している。これは右の二つの歌会記録の末尾に記すところと同じである。また、『雑言奉和』に引く寛平元年九月の詩会（「惜秋翫」菊花、心製）の記録には注意すべき部分がある。そこには「講師」とのみあってそのあとに空白がある。この空白にはもともと「講師」や読師らの姓名が記されていたのではあるまいか。ただこの後に詩が続くので、「講師」は摺入または錯簡かも

しれず、疑問は残る。ともあれこういった書式と歌会記録のそれとの全般にわたる類似は明かである。

四

さきに取り上げた『栄花物語』（駒競の行幸）に引く歌会記録についても、詩会記録と同様の書式であることを確認しておく。この記録には端作がなく、序者の位置・姓名とその人物が序を奉ること、序の本文、序者の和歌、参会者の和歌の順に記している。言うまでもなく詩会記録の形式と同じである。『栄花物語』にはこのほかに歌会記録の引用が見られる。その中には今までに挙げた記録とは異なる形式を持つものがあるので、取り上げて検討を加えておきたい。

「御賀」の巻に、治安三（一〇二三）年十月に行われた藤原道長室倫子六十賀の儀式の模様を記している。この日の宴は夜に入つて歌会へと移る。物語には藤原公任・道長以下九人の歌が引かれている。歌会記録の常として、最初に歌が掲げられている公任が序者ということになる。ただこの和歌序の作者は公任ではない。というのは、序は『本朝文集』（巻四十五）に、藤原行成「賀」藤道長夫人六十算「和歌序」として収められているからである。序の末尾にも「小臣行成謹記之」とある。作者は藤原行成なのである。行成の歌は、物語では九首中の七番目に引かれている。物語には和歌序の引用はないが、歌会記録であるのは紛れもない。しかし通常の記録とは序者の歌の位置が異なる。行成と公

任の歌の位置は入れ替わっていなければならない。なぜこのような状態が生じたのであろうか。確たることは言いがたいが、次に引用する『小右記』のその日の記事はある可能性を想像させる。

禅閣示大納言公任卿令執盃、出令有和歌。権大納言行成卿執筆書之、聊有序題。後聞申取捨云々。

行成は「筆を執りて書」いたとはあるが、序を作成したと明記しているのではない。「聊かに序題有り」だけでは行成が序を執筆したとは限らない。それに「禅閣」道長が「公任卿」に歌会を開かせたというのは、一流の文人公任に序の執筆をも命じたと受け取れないこともない。「取り捨つと申す」が歌会記録の破棄を意味するのであれば、歌会の状況についての知識は不確かになりかねない。あるいはこういった経緯が、『栄花物語』執筆時に、歌を今見るような形で引用する一因になったのではあるまいか。とはいえ、これはあくまでも臆測にすぎず、序者の和歌の位置が異例であることの理由は明らかにしがたい。今はこの歌会記録には錯誤の可能性あることを指摘するに留めるべきであろう。

もう一つ取り上げておく。「松のしづえ」の巻に、延久五(一〇七三)年二月の後三条院の天王寺参詣とその往還を描いた箇所がある。参詣の翌日に歌会があり、院の船で披講が行われた。物語には後三条院・関白藤原教通以下の歌四十五首を引いている。この歌会の序「春日住吉行旅述懐、応仁上皇製和歌」は、『本朝統文粹』(巻十)に引かれている。作者は源経信。経信の歌は歌会記録の五番目に位置している。そうなると記録の冒頭に後三

条院の歌があるのは、異例と言わねばならない。上皇の和歌を記録する場合、通常どこに置くかは明らかではない。参考となる例がないからである。『雑言奉和』に収載する「惜秋詠菊花、応仁製」の詩群は、詩会記録の一部と考えられ、その最後に宇多天皇の作が配されている。これによれば歌会記録では御製は末尾に置くと同推できよう。ただこの一例を敷衍して、後三条院の場合にまで当てはめるのはどうであろうか。結論を出すにはまだ資料が足りない。それよりもこの松のしづえの巻において、後三条院がどう描かれているかを見ておく必要がある。この巻は後三条天皇の治世を描いており、天皇一代を中心とした物語と言つてよい。讓位後の天王寺御幸の部分は巻中においてかなり多くの紙幅を費やしている。しかも院の生涯の掉尾を飾る意味合いがあるだろう。歌会記録で院の和歌が最初に配されるのも、作者の意図があった上でのことのようにも思われる。この巻の歌会記録は、通常の形式とは異なる。もし作者の創作意図が反映しているのであれば、歌会の記録には改変の手が加わったと想像してよいのかもしれない。

五

歌会の記録は詩会の記録と形式上変わるところはない。これまで歌会記録と詩会記録との成立の先後も、いずれが他者に倣ったのかを明かにせず、両者が類似することのみを述べてきた。ここでは歌会記録と詩会記録の関わりについて見解を述べておきた

い。このような記録の形式は、どのようにして獲得したのであるうか。考え得るのは、中国の詩会記録の導入であろう。しかし、中国でのこの類の資料は乏しいようであり、日本の詩会に取り入れたと思われる詩会記録は管見には入っていない。ただ一つ参看すべきものに『翰林学士集』の残巻がある。この詩集に収められている十三の詩群は、詩会記録からの転載と思われる。たとえば「五言塞外同賦」「山夜臨秋」「以臨為韻」の詩群は、まず太宗「皇帝の詩を置き、このあと、

五言遼東侍宴、山夜臨秋、同賦臨韻、心詔
黃門侍郎弘文館學士臣褚遂良上

の端作と位置を記して臣下の詩が続く。大蔵善行の七十賀宴での詩会記録と比べてみると、位置の末尾に「上」と書いて詩会の主人に奉ることを明記するのは共通する。また、どの詩にも右の端作を記している点は、『雜言奉和』に収める「雜言奉和」「聖製河上落花詞」一首、「七言惜秋歎菊花、心製一首」の詩群とものに詩会記録と見なしてよいであろう。が、それぞれ同じ端作「小異はある」をどの詩にも記しているのと一致する。しかし、詩群の初めに太宗の詩を置くのは、日本の場合とは異なる。

『翰林学士集』には「ただけ序を含む詩群がある。
五言侍宴中山詩序一首
臣敬宗奉勅撰序

と記して序が続く、この後太宗の詩が引かれている。「奉勅撰序」は、日本では見ない形式である。許敬宗の詩を載せていない

ので、序者の詩をどう扱ったかは分からない。『翰林学士集』は巻第二を残すのみで、その全体像を知り得ない上、このような詩集を外に見出せず、日本の詩会記録との比較検討には限界がある。それでも中国の詩会記録との類似点があり、日本側の導入はある程度想定してよいのではないだろうか。この詩集が全巻揃っているか、同類の詩集が残るかしていれば、日本の詩会記録により近い形態の記録を見出す可能性はあるだろう。

右のように考えてみれば、まず中国の詩会記録が持ち込まれて日本の詩会において普及し、さらにそれが歌会に導入されて一般化したという道筋を想定することができる。すでに整備された中国の形式は、詩会さらには歌会へと漸次浸透して行つたのである。歌会記録の形式は詩会記録のそれに倣つたと言つてよいであろう。

六

最後に『順集』に引かれた歌会の記録を取り上げておく。そこには詩会記録の影響が色濃く見られるからである。

西の宮に小さき紅梅を植ゑさせ給ひたりけるを、始めて花咲きたる年喜びて、をのこともおのの文字一つを探りて詠む歌の序。探りてこの文字をたまはれり。あはれ花の初めひろか東よりといふを、西の宮よりなりけりと、この梅の花を見てなん驚かれける。これより我が大臣の君、和琴のやまもとをのこともを引き連ねて候はせ給ひ、唐竹の笛のよろづよ

遊び明かさせたまひ、かかる節をただにやは過ぐすべきとて、この小木生ひ出でし、よろづよの老木にならんまでの心ばへを詠ませ給ふに。

2 白浪の知らぬ身なれど大淀の仰せごとをばいかが背かん

3 梅津川の暮よりぞ流れけるうれしき瀬々は見えんみなそこまず序に、源高明の西宮邸に紅梅の花が咲いた時に、管弦の遊びをしさらに歌会を催したと述べている。序とは言ったが、冒頭から「詠ませ給ふ」までがそうなのではない。「西の宮」から「たまはれり」までは端作である。この部分は詩会における端作に近似している。「おのおの文字一つを探りて詠む歌の序。探りてこ文字をたまはれり」は、たとえば、

七言九月九日侍_レ宴、各分_二一字、_レ心_レ制_一一首_{探_レ賜_二時_一字}（『田氏家集』巻之中）

三月三日、侍_二朱雀院柏梁殿、惜_二残春、各分_二一字、_レ心_レ制_一（上皇製_{探_レ得_二浮_一字}并序）（『菅家文章』巻六）

のような、漢詩の端作にしばしば見られる探韻を説明する形式を和文化したものとと言える。順の三番歌は「こ」で終わっており、漢詩の押韻を和歌に取り入れた形になっている。順は当代一流の文人であり、多くの漢詩文を残している。豊かな知識や実作をもとに探韻を和歌に応用したのである。順の序は、「あはれ」から「詠ませ給ふ」までであり、端作の部分とは峻別しておく必要がある。『順集』に引くこの歌会記録には、端作の細部にまで詩会記録の影響が見られるのである。

平安時代、歌会での詠歌を記録するに当たって参考にしたのは、詩会の記録であった。このことは当時の歌会を理解する上で重要な知識であろう。歌会の記録はこれまで見てきたように、あまり残っていない。しかし、不完全な形ではあるが、『宋花物語』『順集』に引かれている。おそらく他の文学作品からも見出せるであろう。そうならば歌会の姿は今以上に明らかになる可能性がある。また、なぜ歌会記録を引くのかどのように引いているのかなどを検討することによって、その作品の方法や創作意図の一端が窺える場合もあるのではあるまいか。まず歌会記録を見出すことから始めねばならないであろう。

注

- (1) 『和歌類林』については、浅田徹「藤原仲実の類林和歌について」（橋本不美男編『王朝文学資料と論考』所収）、鈴木徳男・北山「藤原敦隆「和歌類林序」注」（「相愛女子短期大学研究論集」第四十三巻）参照。
- (2) 日本古典全書『宋花物語』三・日本古典文学大系『宋花物語』下・『宋花物語新註』など。
- (3) 『和歌序集』所収「源順序」の端作の末尾「源したがふ」は、その行の下端に位置し、次行の頭から「いせのいつきのみや…」と序が続く。これでは行を改めたかどうかは明かではない。ただし序を載せている内閣文庫蔵『信名序』

では、端作の部分は一字下げにして「たてまつる歌の序」で終わっている。ただし「源順」はない。序者の姓名を記すとすれば「たてまつる歌の序」に続けていたであろうから、「いせのいつきのみや…」とは区別していると分かる。

(4) 『暮春白河尚歯会和歌』については、後藤昭雄「尚歯会の系譜—漢詩から和歌へ—」(兼築信行・田淵句美子編『和歌を歴史から読む』所収)参照。

(5) 『新日本古典文学大系 萬葉集 一』の注参照。

(6) 『日本紀竟宴和歌』の各和歌に付された釈文と注の作者については、さまざまな論議があつて定説を見ないが、歌会当時に記したとは考えられないようである。木田章義「弁官と放遺—『日本紀竟宴和歌』の世界—」(『文学』季刊第一巻四号)、鈴木徳男「俊頼髓脳」と『日本紀竟宴和歌』(『相愛国文』第十一号)に、この問題についての諸説の整理がある。

(7) 佐々木孝浩「六条頭季郎初度人麿影供歌会考」(『国文学研究資料館紀要』第二十一号)、鈴木徳男・北山・柿本人麿影供注釈(『相愛女子短期大学研究論集』第四十六巻)参照。

(8) 村田正志「藤原行成筆和歌序臨写の出現」(『日本歴史』第四一六号)に、石清水八幡宮蔵の近世初頭臨写かという同序が紹介されている。

(9) 序者である行成の日記『権記』には、「又有『和歌興』

予依『禅下命』乗『筆書』小序』、源経頼『左経記』には、「又有『和歌』(権大納言執筆、聊書『序代』云々)とあつて、行成の序題執筆は明らかである。参会の人々が知らないはずはなかった。

(10) 大曾根章介「延久の住吉御幸和歌序について」(『大曾根章介 日本漢文学論集』第一巻、所収)参照。

(11) あるいは応製和歌の場合には、特別の書式があつたのだろうか。

(12) 探韻の和歌については、丹羽博之「源順における和歌と漢詩—「探字」の和歌と探韻—」(『平安文学研究』第七十三輯)が詳しく論じている。

(13) 順のこの序については、順集輪読会「源順集注釈(一)」(『国文学論叢』第四十七輯)に注解があるが、本稿で述べた点については訂正を要する。